



郵送による消防用設備等点検結果の報告について

山武郡市広域行政組合消防本部では、郵送による消防用設備等点検結果報告書の受付を行っています。

1 郵送で点検報告を行う場合に必要な書類等

- (1) 消防用設備等点検結果報告書 2部：受付処理を行った後、1部を返却します。
 - 届出日は、投函日を記入してください。
 - 届出者の住所・氏名・電話番号を記入してください。
(法人の場合は主たる事務所の所在地・代表者の職・氏名を記入してください。)
 - 消防用設備等点検結果総括表、点検者一覧表、各消防用設備等の点検票等を添付してください。
 - 防火管理者欄の記入をお願いします。(選任されている場合に限りです。)
 - 立会者欄の記入をお願いします。(点検に立ち会った方がいる場合に限りです。)
- (2) 報告書返送用の封筒(郵送での返却を希望する場合)
 - 返送先の宛名を記入してください。
 - 返送に必要な料金分の切手を貼ってください。
- (3) その他
 - 内容について問い合わせの連絡をする場合がありますので、担当者・連絡先を明記してください。

2 返送時期

受付から1～2週間程度で返送します。

※郵送件数の多寡により、返送時期が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

3 留意事項

- (1) 郵送による点検報告は、持参による場合とは異なり、不明な点があったときにその場で内容を確認することができないため、受付や返送の手続きに時間がかかることがあります。
- (2) 郵送の方法は任意で差し支えありませんが、郵送物が届かない場合、当消防本部では責任を負いかねますので、ご了承ください。(郵送事故等による書類の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法で行っていただくことを推奨します。)
- (3) 報告書に記載漏れや、必要な書類の添付漏れがある場合は、修正をして再度送付していただくか、直接持参していただくこととなります。
※「1 郵送で点検報告を行う場合に必要な書類等」の各項目を確認してください。
- (4) 郵送での報告書返却を希望する場合で、返送用の封筒が同封されていないときや、必要な料金分の切手が貼付されていないときは、改めて返送用の封筒を送付していただくか、直接受け取りにお越しいただくこととなります。

4 送付先

〒283-0062

千葉県東金市家徳384番地2

山武郡市広域行政組合消防本部 予防課査察係

お問い合わせは	山武郡市広域行政組合消防本部予防課
	千葉県東金市家徳384番地2
	電話 0475-52-8754
	FAX 0475-55-0131
	e-mail fd.yobou@sanbukouiki-chiba.jp